

練馬区 小中一貫教育

推進方策

平成24年（2012年）2月

練馬区教育委員会

はじめに

全国の各自治体で小中一貫教育校の開校が相次ぎ、文部科学省中央教育審議会の学校段階間の連携・接続等に関する作業部会においても、小中一貫教育の制度化に向けての検討が始まるなど、小中一貫教育の取組が広がりをみせています。

練馬区においては、平成14年度に始まった下石神井小学校と石神井南中学校での小中連携教育の研究を契機として、全区立小中学校で小中連携教育に取り組んできました。平成23年4月には、区内初の施設一体型小中一貫教育校「大泉桜学園」を開校したところです。

このたび、学識経験者や学校関係者で構成する「小中一貫・連携教育推進検討会」において、施設が離れている小中学校における小中一貫教育について、9か月間にわたり検討していただき、「練馬区小中一貫教育推進方策」を取りまとめたいただきました。

小学校と中学校が連携・協力して教育活動を行う小中一貫教育は、児童・生徒にとってさまざまな効果が期待できるところですが、実際の取組にあたっては、小学校と中学校との距離、通学区域の重なり方や地域性など、さまざまな条件を考慮していく必要があります。

練馬区教育委員会としましては、学校ごとの特色やこれまでの取組を踏まえながら、全区的に9年間を見通した教育を進め、練馬の子供たちの学力・体力を伸ばし、豊かな人間性・社会性を身に付け、不登校などの生活指導上の課題を減らしていくことのできる小中学校をめざしていきたいと考えております。その実現のために、各小中学校において、この推進方策に基づいた取組を進めてまいります。

最後に、推進方策の答申にご尽力いただきました、目白大学教授の小林福太郎先生をはじめ、保護者や校長会の代表など検討会委員の皆様、厚く御礼申し上げます。

平成24年2月

練馬区教育委員会 教育長 河 口 浩

練馬区小中一貫教育 推進方策 目次

第1章 推進方策の作成について	1ページ
1 小中連携の取組の経緯	
2 小中一貫教育校の設置と小中一貫教育資料の作成	
3 小中一貫教育の充実に向けた課題と推進方策の検討	
第2章 練馬区が取り組む小中一貫教育	2ページ
1 小中一貫教育の必要性	
2 練馬区の小中一貫教育の考え方と具体的な取組	
第3章 小中一貫教育の全区的展開に向けて	10ページ
1 全区的展開の必要性	
2 中学校区別協議会を基盤として	
3 施設分離型小中一貫教育校	
4 教育委員会の役割	
5 改修・改築時の施設整備	
第4章 今後の取組と進め方	18ページ
1 今後の取組	
2 今後の進め方	

(巻末資料)

- 資料1 小中一貫・連携教育研究グループ取組状況
- 資料2 「中学校への進学意識」調査結果
- 資料3 中学校区別小学校一覧
- 資料4 小学校別指定中学校一覧
- 資料5 区立小中学校 位置図
- 資料6 校区別協議会を構成する小中学校数のタイプ
- 資料7 小中連携の主な取組事例
- 資料8 小中一貫・連携教育推進検討会設置要綱
- 資料9 小中一貫・連携教育推進検討会委員名簿

第1章 推進方策の作成について

1 小中連携の取組の経緯

平成15年3月、「21世紀の練馬の教育を考える懇談会」答申を受け、練馬区において小中連携を推進し、小中一貫教育校の設置に向けて検討することになりました。

平成14年度から、下石神井小学校と石神井南中学校が文部科学省の小中連携教育実践研究校や練馬区教育委員会の教育研究校の指定を受けて研究したのに続き、平成17年度から上石神井小学校と上石神井中学校が、平成19年度から光が丘第五小学校と光が丘第三中学校が、練馬区教育委員会の教育課題研究指定校として、小中連携に関する研究を行いました。

平成17年11月には、隣接校小中連携教育推進連絡会を開催し、平成18年度以降は、小中連携の取組を教育課程に位置付け、小中連携の一層の拡充を図りました。

2 小中一貫教育校の設置と小中一貫教育資料の作成

平成20年11月に策定した「練馬区立小中一貫教育校設置に関する基本方針」(以下「基本方針」)に基づき、大泉学園桜小学校と大泉学園桜中学校を小中一貫教育校に選定し、小中一貫教育校推進委員会で「練馬区立小中一貫教育校実施計画」をまとめました。

平成23年4月、練馬区初の施設一体型小中一貫教育校として、大泉桜学園が開校しました。小中一貫教育の取組とその成果を他の小中学校に生かしていく、先導的な役割が期待されています。

平成23年2月には、児童・生徒に関わる教育課題に着目して設定した4つの重視する事項(表現力の育成、心の教育の推進、体力の向上、キャリア教育の推進)について、9年間にわたる系統的・継続的な指導を実現する「小中一貫教育資料」を作成しました。

3 小中一貫教育の充実に向けた課題と推進方策の検討

練馬区の小中連携では、学力の向上、不登校生徒の減少や中学生の落ち着き・自信などの成果が得られています(「基本方針」2ページ参照)。大泉桜学園で小中一貫教育の取組が始まったことを踏まえて、施設が離れている小中学校においても、9年間を見通した教育課程のもとでの教育活動が求められています。また、教育課程の多くの部分を占める各教科においても、連続性・系統性を高めていく取組が必要です。

これらの課題を検討するため、平成23年5月、小中一貫・連携教育推進検討会が設置されました。検討会では、教育長からの諮問を受けて、小中学校の施設が離れている条件のもとでの、小中学校の連携強化の具体化や、施設が離れた小中学校における小中一貫教育校などについて検討し、小中一貫教育の推進方策として答申をまとめました。

第2章 練馬区が取り組む小中一貫教育

① 小中一貫教育の必要性

(1) 小中一貫教育の定義

「基本方針」における「小中一貫教育」の定義は、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒の育成をめざして、「小中の連続性ある教育活動の充実」を図るため「義務教育の小中学校9年間を一貫した教育課程と学校環境のもとで実施するもの」とし、児童・生徒が学校生活を共にすることを想定しています。しかしながら、小中学校の校舎が一体であることを前提とした「一貫した学校環境」でなくても、9年間を見通した、一貫性のある教育課程のもとで「小中の連続性ある教育活動の充実」を図ることは可能であり、必要であると考えています。

小中一貫教育の全域実施を進めている先行自治体では、小中学校の施設が離れていても、小中学校9年間の教育課程に一貫性をもたせることを「小中一貫教育」と呼んでいます。そこで本答申では、施設が離れている小中学校が連携・協力して「義務教育9年間を見通した教育課程のもとで実施する教育活動」についても「小中一貫教育」と定義します。

(2) 国の動き

義務教育9年間の連続性等については、いわゆる46答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について(答申)」(昭和46年6月)においても、「学校体系について指摘されている問題の的確な解決をはかる方法を究明し、漸進的な学制改革を推進するためには、先導的な試行に着手する必要がある。」として提言された経緯があります。そこでは小学校と中学校のくぎり方を変えることによって、各学校段階の教育を効果的に行うことの必要性が指摘されています。

これまで文部科学省の中央教育審議会、初等中等教育審議会においても、小中一貫教育について、「小中一貫教育のこれまでの取組の現状と成果」「小中一貫教育校制度の基本的な方向性」など様々な検討が行われてきました。とりわけ、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」では、義務教育に関する制度の見直しとして、設置者の判断で義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力化、学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて検討する必要があることが指摘されています。

また、新学習指導要領第1章 総則 第4の2において、教育課程実施上の配慮事項に、家庭や地域社会との連携を深めることや、学校相互の連携や交流を図ることが示されました。学校間の連携として、互いの学力観や指導観、児童・生徒観について理解を深めるこ

とは、広い視野に立って教育活動の改善充実を図っていく上で極めて有意義であり、児童・生徒に対する一貫性のある教育を相互に連携し協力し合って推進することで学力向上や児童・生徒の健全育成に向けて新たな発想や取組が期待されています。

平成 20 年 7 月に閣議決定された国の教育振興基本計画では、小中一貫教育など学校段階間の円滑な連携・接続等のための取組について検討することが求められています。さらに、全国の先行事例における成果と課題を踏まえ、平成 23 年 10 月から、中央教育審議会の初等中等教育分科会の作業部会において、小中学校間の連携強化や小中一貫教育の制度化に向けての検討が始まっています。

(3) 児童・生徒および教員の状況

平成 19 年 4 月から 9 月にかけて、練馬区教育委員会で児童・生徒の身体の成長の変化、学力向上の課題、不登校などについて協議し、次のような状況や課題を確認しました。

ア 児童・生徒の心理的・身体的成長が早まり、小学校 5 年生ごろに思春期特有の著しい心身の変化が見られるようになった。

イ 小学校から中学校へ進学すると、学習内容が高度になるだけでなく、学級担任から教科担任へと指導体制が変わるため、新しい環境への円滑な移行が困難となっている。

ウ 小学校と中学校との環境の大きな変化が原因となり、学校生活に不適應を起こし、不登校や問題行動など生活指導上の課題のある児童・生徒が増える傾向にある。

エ 小学校の教員と中学校の教員との間では、児童・生徒の成長・発達に対する理解や指導の面で、意識や価値観に違いがある。

こうした状況を踏まえて、児童・生徒の発達段階に応じた指導や、小中学校の教員の相互理解、小中学校間の円滑な接続を進めていくことが必要であると考えました。

(4) 中学校区内の小中学校における取組

練馬区では、年に一度、中学校区ごとに小中学校教員が参集し、小中学校の連携を図る中学校区別協議会を以下の目的で開催しています。

ア 学校、家庭および地域社会の役割を認識し、小学校と中学校の関連において学校教育の在り方等について検討する。

イ 児童・生徒を心身ともに健やかに育てるために、小学校と中学校の教育実践を交流し協同の取組を行って教育活動の充実を図る。

内容については、中学校区内の生活指導上の課題や児童・生徒の指導法についての情報交換、指導の方法や在り方（授業、クラブ活動、行事等の公開）についての協議、小中学校間の具体的な協力・連携の在り方についての協議などを行っています。

こうした協議を踏まえて、中学校での小学生の部活動体験や生徒会による中学校紹介な

どの交流活動が行われています。

(5) これまでの小中連携の成果

練馬区では、平成 14 年度以降、小中学校で一貫した教育課程の編成や、基礎的・基本的な学力の定着をめざした教科指導、中学生による小学生への学習支援など、学ぶ意欲を高める教育活動の工夫、学力向上に向けた授業改善などの研究が行われてきました。こうした取組により、「基本方針」では、次のような成果が得られたとしています。

- ア 小中連携の視点を重視した授業を実践することにより、中学生の学習意欲が高まり、学力向上が図られた。
- イ 小学生が中学校の様子を理解することができ、中学校進学への不安が取り除かれ、その結果、不登校生徒数が減少した。
- ウ 中学生が小学生の学習に対して指導・相談・助言などで交流をもつことにより、中学生に優しさやいたわりの心がはぐくまれ、落ち着きや自信を見せるようになった。
- エ 小中学校における指導方法の違いや児童・生徒の成長・発達の違いについて理解が深まり、小中学校の教員の相互理解が進んだ。
- オ 教員、児童・生徒が、地域と共に歩む小中学校の一員であることを自覚し、地域社会に対する意識が高まった。

これは、組織的・計画的な方針・取組のもと、小中学校全体で実践したこと、教科指導における連携にも踏み込んだことにより得られた成果であると考えられます。

(6) 小中一貫教育校 大泉桜学園における取組

平成 23 年 4 月に開校した小中一貫教育校「大泉桜学園」では、小中学校 9 年間にわたる一貫した教育課程のもとでの教育活動が始まりました。2 年間の準備期間を経て、小中学校がひとつの教育課程のもと、施設が一体であることを生かして開校以来様々な教育活動に取り組んでいます。

大泉桜学園では、1 年生と 7 年生合同の入学式、異年齢集団活動として 1 年生から 4 年生までの「たてわり遠足」、5 年生から 9 年生までの飯ごう炊さんなど、小中一貫教育校ならではの教育活動を積極的に取り入れています。また、5・6 年生は 7～9 年生（中学生）と同じ校舎で生活して 50 分授業を受け、部活動に参加したり、児童会と生徒会をひとつの組織として活動したりするなど、5 年生から 7 年生までの接続期を重視した取組も行われています。小中学校のそれぞれにあった職員室も一つとなり、小学校籍の教員が部活動を指導するなどの取組も進んでいます。

こうした取組のなかで、東校舎（1～4 年生の校舎）の最上級生となった 4 年生に落ち着きと責任感が増し、5・6 年生は挨拶や服装などの規律が高まったり、定期考査を受

けて学習面で刺激を受けたりなど変化が見られています。また、1年生から9年生までが同じ環境の中で生活し、積極的に異年齢集団活動を取り入れることで、低学年が上級生にあこがれ、9年生が最高学年として下級生の面倒を見るようになるなどの成果が報告されています。

(7) 小中学校の連携強化と小中一貫教育研究の開始

「基本方針」では、小中一貫教育校の成果を基に、学校と地域社会の状況や実情に応じて、小中学校の教員を対象とした合同研修会や教員の交流、指導の重点の共有、時間割編成の工夫、小中合同の教育活動や保護者の交流活動などを実践することにより、小中連携を更に充実させるとしています。

そこで、施設が離れた小中学校における連携強化の観点から、10グループ22校の小中学校が小中一貫・連携教育研究グループ（以下、「研究グループ」という）に指定されました。それぞれの研究グループでは、研究推進組織を立ち上げ、施設が離れているために児童・生徒、教員の交流活動が容易にできないことから、共通の指導観や指導方法等によって、9年間を見通した教育課程のもとでの教育活動を充実させるための研究を開始しました（巻末資料1に研究内容一覧）。

これまで、各小中学校で実施されてきた小中連携は、中学校区内の小中学校が、学校行事や生徒会活動等における児童・生徒の交流、部活動体験、中学校の授業体験（中学校教員による出前授業も含む）等によるものが中心でした。

平成21年に大泉学園桜小学校、大泉学園緑小学校、大泉学園桜中学校で実施した中学校への進学意識調査（巻末資料2参照）では、中学校進学当時「勉強が不安だった」と回答した中学生が73.2%、「勉強が難しくなる」と回答した小学4～6年生が59.5%となっており、中学進学に際して、勉強に関する不安が最も大きいことがわかりました。

そこで、これまでの交流活動を充実させながら、研究グループや大泉桜学園における取組とその成果を生かして、学習指導上の連携を進めていく必要があります。平成22年度に作成した「小中一貫教育資料」が主に領域（道徳、総合的な学習の時間、特別活動など）における教育課題に着目したものであることから、教育課程の多くの部分を占める各教科について、9年間を見通したカリキュラムが求められています。この教科カリキュラムは、小中学校の施設が離れているなかで、小学校と中学校が共通の考え方のもとに児童・生徒を指導するために、必要な仕組みのひとつとなります。

② 練馬区の小中一貫教育の考え方と具体的な取組

(1) 小中一貫教育のめざすものと取組の方向

めざすもの

小中学校の教員における学力観や指導観、児童・生徒観の違いについて共通理解を図り、9年間を見通した教育課程のもとで実施する教育活動により、次のことをめざします。

- ア 授業改善による、学力や体力の向上
一人一人の個性や能力を伸ばします
- イ 連携指導による、豊かな人間性や社会性の育成
規範意識や道徳性を育てます
- ウ 滑らかな接続による、安定した学校生活
不登校や問題行動を減らし、中1ギャップを解消します

取組の方向

- ア 学習指導要領に準拠して、児童・生徒の状況や地域特性に応じた、義務教育9年間を見通した教育課程を編成・実施します。
- イ 義務教育9年間で3期のまとまり（ 期：小学1～4年 具体的な物を通して考える時期、 期：小学5～中学1年 論理的・抽象的思考へ移行する時期、 期：中学2・3年 論理的・抽象的な思考を着実にを行う時期）で捉え、それぞれの時期に応じた「学び」を進めます。
- ウ 小学校から中学校へ進学する際の段差（学習内容や指導方法の違い）を緩やかにします。
- エ 幅広い異年齢集団活動や、他者や地域社会と積極的に関わる体験的・実践的な活動をとおして自己肯定感を高め、自分の生き方を考えさせます。
- オ 小中学校の教員の相互理解を深め、相互協力関係を構築していきます。
- カ 地域社会と連携し、地域の特性を生かした特色ある教育活動を進めます。

(2) 具体的な取組

連続性・系統性のある教育課程

小中学校9年間で4年（小学1～4年）、3年（小学5年～中学1年）、2年（中学2・3年）の3期のまとまりで捉えて、各発達段階に応じた指導を行います。

ア 教科における課題改善カリキュラムの作成・実施・活用

連携する小中学校の教員が、目の前の児童・生徒の課題について話し合い、その

課題を改善するためのカリキュラムを共同作業で作成し、実施します。課題改善カリキュラムの作成にあたっては、練馬区教育委員会で作成した練馬区小中一貫教育カリキュラム基準（案）を参照しながら、各小中学校の子供たちの課題に応じて、独自に作成していきます。他の学校で課題改善カリキュラムが作成された際の視点や考え方を活用することにより、自校における児童の課題改善につなげていくことも可能です。

イ 「小中一貫教育資料」の活用

「小中一貫教育資料」は、9年間にわたる一貫した指導資料として、学習指導要領に準拠しながら、練馬区の児童・生徒を踏まえた「表現力の育成」「心の教育の推進」「体力の向上」「キャリア教育の推進」の4つの教育課題に着目して作成されたものです。各小中学校が「道徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」などの年間指導計画に「小中一貫教育資料」に示された指導プランを位置付け、活用していきます。

ウ 指導方法における連携

ノート、板書、授業規律、話し合いの進め方などについて、連携する小中学校が一貫して指導することで、小中学校の教員が意図的に指導方法に一貫性をもたせるようにしていきます。

エ 特別支援教育における連携

特別な支援を要する児童・生徒にとって、小学校での支援（指導方法）や障害に応じた個別指導計画等が確実に中学校へ引き継がれないと、支援が途切れてしまい、不登校や問題行動などが表れやすくなります。児童・生徒に関する情報を伝達するだけでなく、実際に授業を受けている様子を見学したり、小中学校の教員が支援方法や家庭との連携状況について協議したりするなどの取組も必要となります。こうしたことを踏まえ、小中学校の特別支援学級の教育課程においても個々の児童・生徒の9年間の継続性に配慮した編成が求められます。特別支援学級に在籍する児童・生徒だけでなく、通常学級に通いながら支援を要する児童・生徒についても、小学校から中学校へと支援が継続するような配慮が重要です。

児童・生徒の計画的・継続的な交流

ア 異年齢集団活動（小中学校合同行事など）

リトルティーチャー（中学生による小学生への学習支援）、読み聞かせ、部活動体験、合同クリーン運動や運動会・文化祭参加など、さまざまな児童・生徒の交流が行われています。今後も、幅広い異年齢集団活動を継続していきます。

イ 小学校同士の交流活動

小中一貫教育においては、小学校と中学校というタテの連携だけでなく、同じ中

学校区内にある小学校同士というヨコの連携も必要です。子供たちが小学校卒業後に同じ中学校へ進学することを考慮して、小学校段階での指導方法を合わせたり、総合的な学習の時間で同じ課題に取り組むなどの工夫をしていきます。

教員の計画的・継続的な交流

ア 生活指導上・学習指導上の情報交換・協議

小中一貫教育を進めていくためには、まず小中学校の教員が話をする機会を増やすことが重要です。校区別協議会や相互の授業参観、研修会などの機会に、小中学校の教員が生活指導上および学習指導上の情報交換・協議をしていきます。

イ 授業研究

小中学校の教員が互いの授業を見合いながら、教材研究や学習指導案作成などについて意見交換を行います。

ウ 小中学校教員の相互協力による指導（乗り入れ授業など）

中学校の教員が小学生を教えたり、小学校の教員が中学生を教えたりする乗り入れ授業については、現状では、自校での授業を空けることになるため、定期考査の期間中などに行われています。人的な体制など条件が整う場合には、教員の交流を増やしていくことを検討していきます。

連携を進めるための学校運営

ア 推進組織の設置

上記 から の取組を実施していくためには、学校運営における連携が欠かせません。校長・副校長同士の相互理解だけでなく、小中学校の教員全員が組織的に連携できるような仕組みが必要です。

イ 小中連携推進教員（連携クリエイター）の選任

推進組織には、連携を進める核となる「小中連携推進教員」を置きます。先行自治体では、小中一貫教育を進める中学校に「小中一貫教育推進主任」「小中一貫コーディネーター」といった名称で配置し、推進組織の会議の事務局や、小中合同研修会の運営、乗り入れ授業の準備、児童・生徒の交流の日程調整や実施計画の作成などの役割を担っています。練馬区では、単なる調整役としてだけでなく、義務教育9年間を見通した新たな教育を創造していくという意味で「連携クリエイター」という呼称として、小中連携推進教員を設けます。

ウ 小中合同研修会

小中学校の教員が一緒に勉強する合同研修会では、教科や教育課題、生活指導上の問題など、さまざまなテーマで実施していきます。学識経験者から連携を進めるための助言を受ける機会にもなります。

エ 教育目標の系統性、校務分掌組織の共通化

小学校と中学校の教育目標を合わせて系統性をもたせたり、校務分掌組織を一致させて連携を取りやすくしたりするなど工夫していきます。

オ 時間割編成（生活時程）の工夫

小中学校の交流を進めやすくするため、1時間目や5時間目の始まるの時間をそろえるなど時間割編成を工夫していきます。

カ 小学校高学年からの一部教科担任制の導入

学級担任制の小学校において、他クラスの担任と教科の一部を分担して指導することで、一部教科担任制を導入することが考えられます。

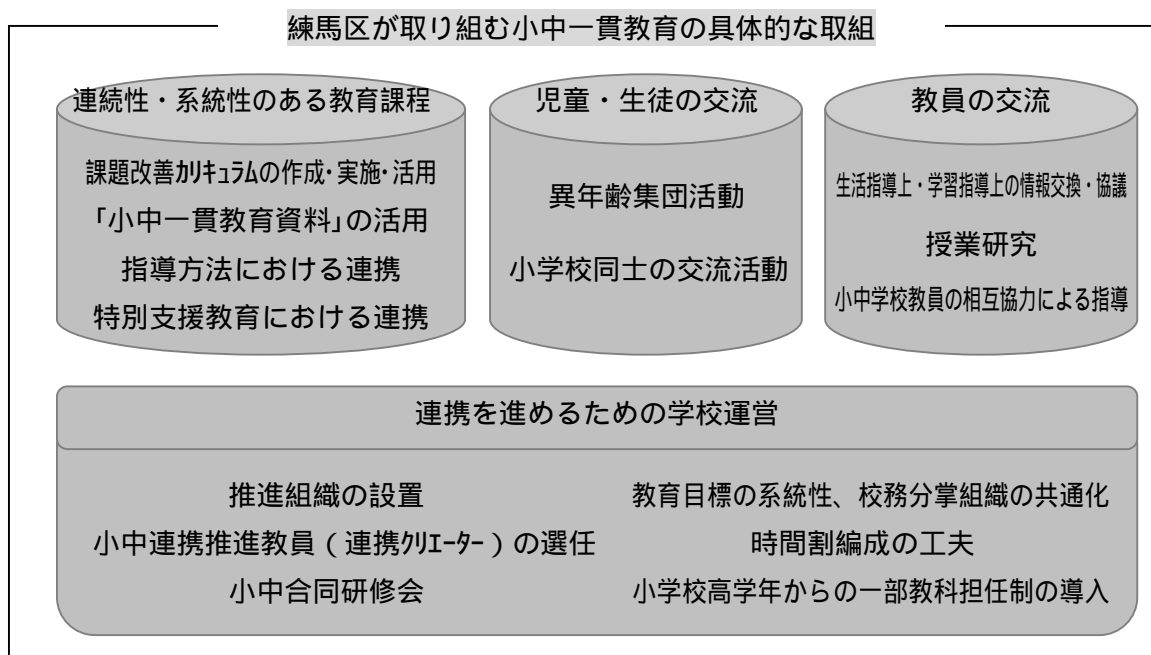
(3) 期待される効果

上記のように小中学校が連携・協力して、9年間を見通した教育を進めることで、児童・生徒の良さの伸長と課題の改善が図られ、一人一人の学力や体力の定着・向上が期待できます。支援を要する児童・生徒についても、小中学校の教員がそれぞれの特性を理解することで、望ましい学習環境が維持され、同様の効果が得られます。

また、計画的・継続的な幅広い異年齢集団活動により、中学生に思いやりの心が育まれ、小学生が中学生にあこがれるなど、豊かな人間性や社会性を育成する効果が期待できます。

教員の計画的・継続的な交流によって、小学校と中学校との学力観や指導観、児童・生徒観の違いについての共通理解や、相互協力関係が進み、児童・生徒の学力や体力の向上等の高い教育効果をあげることが期待できます。

学校運営の面では、組織の設置や仕組みづくりにより、小中学校の教員が連携・協力を進めやすくなり、取組体制を強化できます。



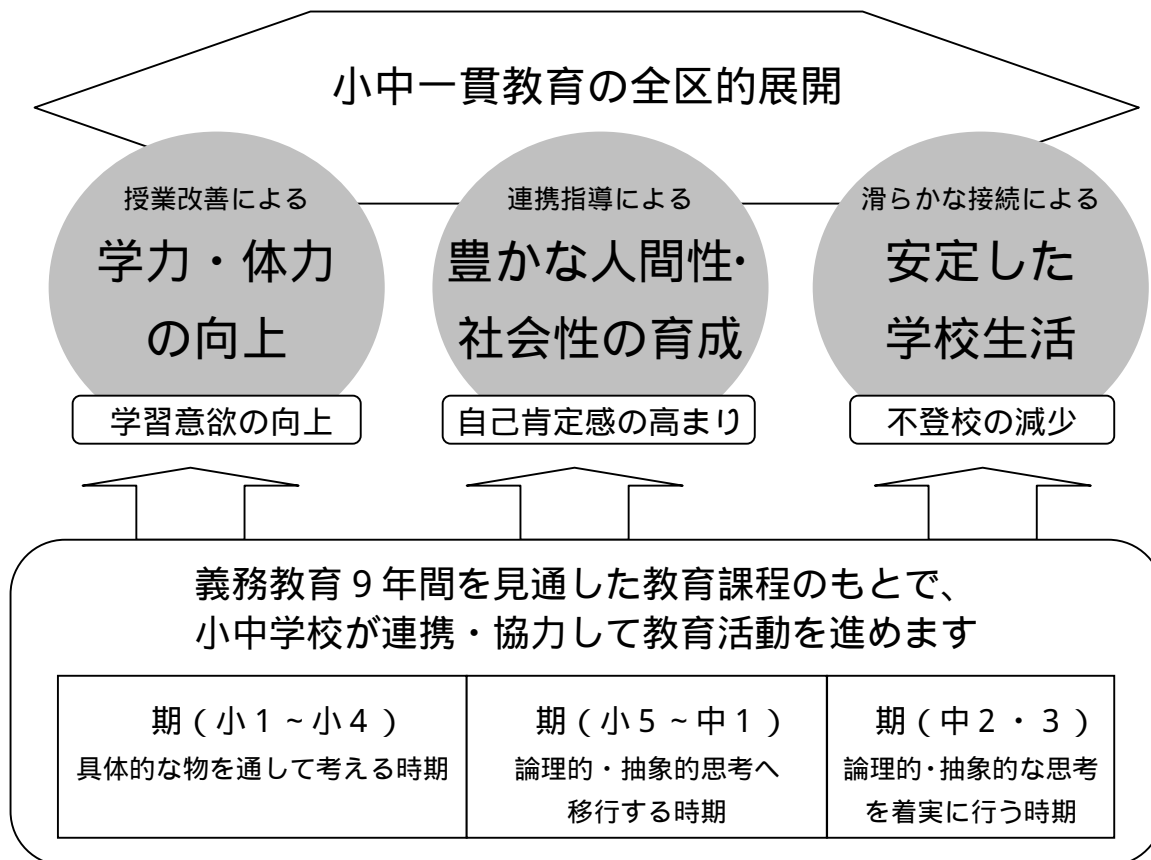
第3章 小中一貫教育の全区的展開に向けて

① 全区的展開の必要性

「基本方針」では、小中一貫教育校設置後の展開について、「小中一貫教育校の取組とその成果については、情報提供、研究発表、人事交流等を通じて、他の小中学校における継続的な指導のあり方や課題解決等に生かし、練馬区すべての小中学校における教育活動と指導の質的向上を図っていきます」としています。

現在、小中一貫教育校「大泉桜学園」以外の小中学校においては、小中学校の校舎が離れていることから、児童・生徒の移動を伴う交流を頻繁に行うことが困難です。しかしながら、子供たちの学力・体力の向上や豊かな人間性・社会性の育成、安定した学校生活をめざして、義務教育9年間を見通した教育課程のもとで、小中学校が連携・協力して教育活動を進めていく必要性に変わりはありません。

すべての小中学校が、共通の考え方に基づいて連続性・系統性のある教育課程を実践する「小中一貫教育」に取り組むことが求められています。



② 中学校区別協議会を基盤として

(1) 小中学校の通学区域の現状

小学校と中学校の通学区域は、複雑に重なっている地域が多く、一つの中学校の通学区域に小学校の通学区域の全域が包含されていない小学校が 25 校あり、卒業後の指定中学校が 3 校となる小学校が 6 校あります。

通学区域が重なる小中学校において、中学校区ごとに「中学校区別協議会」を構成しています。中学校区別協議会の構成は、中学校 1 校に対して、小学校は 1 校から 6 校まであります。学校間の距離や通学区域の重なり具合もさまざまです。(巻末資料 3～6 参照)

また、平成 17 年度から、区立中学校の活性化と魅力ある学校づくりをめざし、保護者と生徒の意思を尊重する制度として「学校選択制度」を実施しています。この制度は、現行の通学区域制度を維持しながら、各校の受入可能人数の範囲で、保護者と生徒自身が入学希望校を選ぶことができるものです。

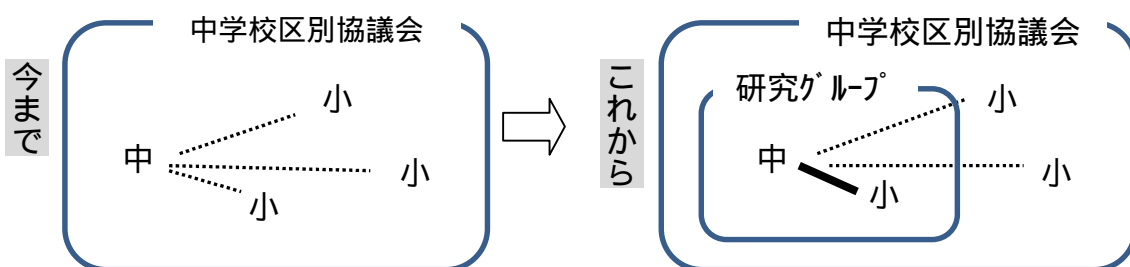
(2) 研究グループを各中学校区に

従来から、中学校区内の小中学校において、さまざまな連携の取組が行われています。今後の小中一貫教育の取組においても、これまでの成果を生かし、中学校区別協議会を構成する小中学校を基盤として取り組んでいくこととします。

また、平成 23 年度から、研究グループ(10 グループ 22 校)において、教科等学習指導における連携(2 教科以上の「課題改善カリキュラム」の作成・実施)の研究が始まっていますが、今後はこれらの成果を踏まえて研究グループを拡大していくこととします。こうした取組では、定期的に小中学校の教員が顔を合わせる必要があり、予め小中学校の組合せを決めておかなければ、進めていくことが困難です。その際、中学校 1 校に対して、連携先となる小学校 1～2 校で始めるほうが連携しやすいと考えられます。

そこで、中学校区内の小中学校が多様な組合せで実施している連携の取組を充実・発展させる一方、教科等学習指導における連携の研究を始める小中学校の組合せとして、研究グループを段階的に各中学校区に指定していくこととします。

なお、研究グループを決めるにあたっては、まず中学校区内の小中学校で協議して組合せを決めます。中学校区内で組合せが決まった小中学校に対して、教育委員会が 2 年間の研究グループとして指定します。



(3) 研究グループの取組

研究グループでは、小中一貫教育の推進組織を設置するとともに、小中学校の連携を中心となって進める小中連携推進教員（連携クリエイター）を各小中学校に1名置きます。小中連携推進教員（連携クリエイター）は、推進組織の会議の事務局や、小中合同研修会の運営、乗り入れ授業の準備、児童・生徒の交流の日程調整や実施計画の作成などの役割を担います。

研究内容としては、2教科以上の「課題改善カリキュラム」を作成し、実施することが一つの柱になります。「課題改善カリキュラム」を作成するためには、まず研究グループにおける児童・生徒の学力の状況や授業の様子を把握する必要があります。そして、次のような視点に基づいて、小中学校教員が課題に応じたカリキュラムを作成し、実施していきます。

視点1 目の前の子供たちの課題を解決するためのカリキュラムとする

視点2 期（小中の接続期）における指導を重視する

視点3 児童生徒の状況や学力などに即して、指導内容の重点化を工夫する

「課題改善カリキュラム」の作成とともに、児童・生徒や教員の計画的・継続的な交流や、「小中一貫教育資料」の活用、指導方法における連携、特別支援教育における連携などについても、それぞれの小中学校の実情にあわせて実施していきます。

(4) 中学校区内の小中学校における学習指導上の連携の充実

現在、中学校区別協議会は、年に一度、教育委員会が設定した日に、通学区域が重なる小中学校の教員が集まり、授業参観や生活指導上の情報交換・協議などを行っています。今後は、中学校区別協議会の開催回数を生活指導中心と学習指導中心の2回に増やし、学習指導上の情報交換・協議や研究グループにおける研究成果の共有の場とします。研究グループにおける「課題改善カリキュラム」の学習指導案などを報告したり、「課題改善カリキュラム」による授業を参観して意見交換したりすることにより、研究グループに入っていない小学校「(仮称)小中一貫教育連携校(以下「連携校」という)」においても、「課題改善カリキュラム」の視点や考え方を生かしていきます。

また、4つの教育課題に着目して作成された「小中一貫教育資料」については、区立中学校入学者が、卒業した区立小学校に関わらず、9年間を見通した指導を受けられるように、すべての小中学校で活用していくこととします。

なお、中学校区内の小中学校では、従来から連携の取組として、部活動体験、生徒会による中学校紹介、小学生の一日体験入学、体験授業、運動会・学芸会・文化祭・作品展等への参加などさまざまな連携の取組が実施されてきました。これらの取組も引き続き継続・充実させていくことが必要です。

< 中学校区内の小中学校における取組例（平成 22 年度） >

巻末資料 7 参照

中学校での小学生の部活動体験（中学校 27 校）

生徒会による中学校紹介（中学校 17 校）

小学生の中学校体験授業（中学校 12 校）

運動会・学芸会・文化祭・作品展等への参加（中学校 11 校 小学校 8 校）

(5) 研究グループから（仮称）小中一貫教育実践校へ

研究グループは、2年間の研究期間終了後、（仮称）小中一貫教育実践校（以下「実践校」という）として、「課題改善カリキュラム」の実施など学習指導上の連携を進めます。実践校の組合せは固定的なものではなく、

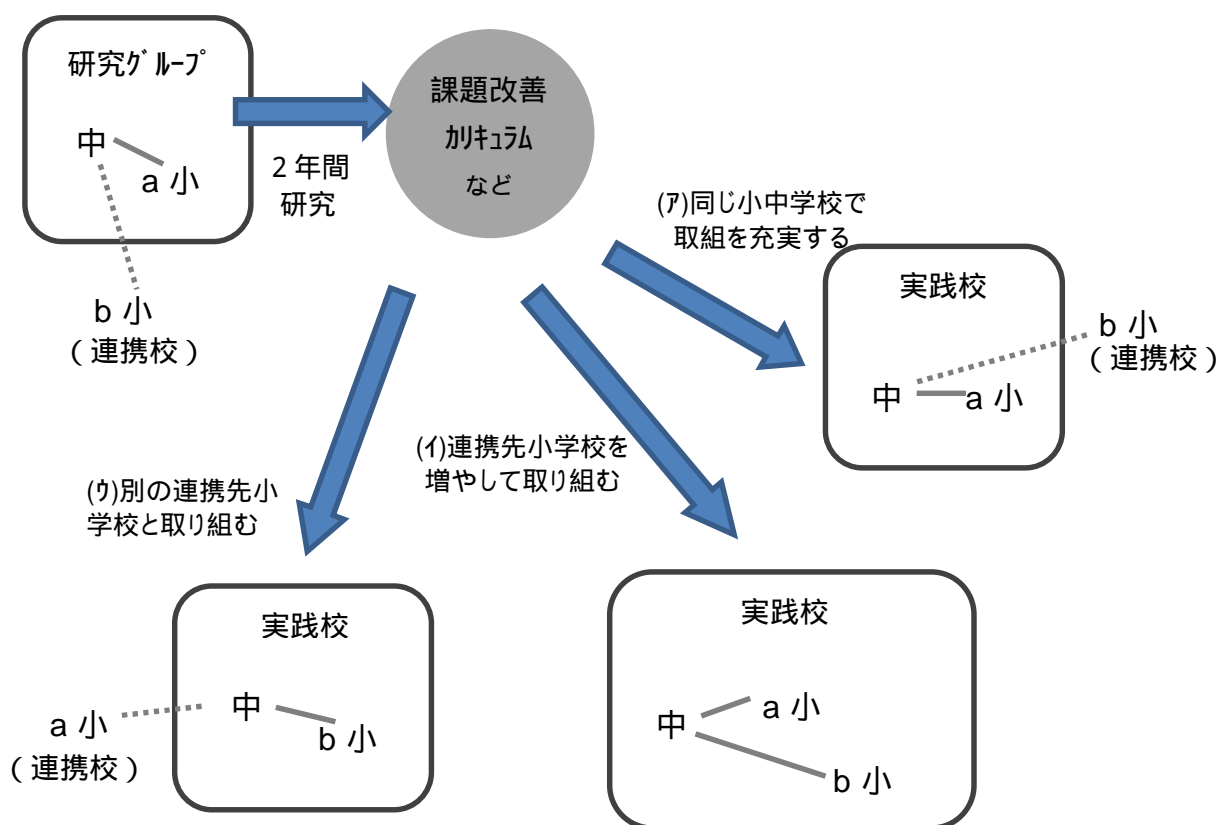
ア 同じ連携先小学校との取組を充実する

イ 中学校区別協議会内の他の小学校を加えて連携先小学校を増やす

ウ 連携先小学校を変更する

など、研究グループの意向を踏まえ、状況に応じて拡大・変更していく流動的なものとして考えていきます。

< 研究グループから実践校への移行例（1中1小による研究グループの場合） >



(6) 実践校等における発展的な取組

研究グループや実践校での取組を定期的 to 実施して効果を定着させるため、条件が整う場合には、次のような発展的な取組を行います。

定期的な乗り入れ授業

小中学校教員による乗り入れ授業を週に一回程度、定期的 to 実施します。小中学校教員が協力して子供たちを指導することで、小学校教員と中学校教員が互いの専門性を高めることができ、学習面で小中学校の接続を滑らかにするための工夫が図られて授業改善につながります。このことにより、学力や体力の向上が図られるとともに、小学生が中学校の学習へのつながりを意識できるようになったり、中学校教員の指導の仕方や雰囲気を理解したりといった効果も期待できます。

先行自治体では、非常勤講師を加配して、通年で乗り入れ授業を実施している事例があります。乗り入れ授業を定期的 to 実施するには、授業時間や移動・打合せの時間を確保するための体制づくりが必要です。

5・6年生の中学校校舎での定期的な活動

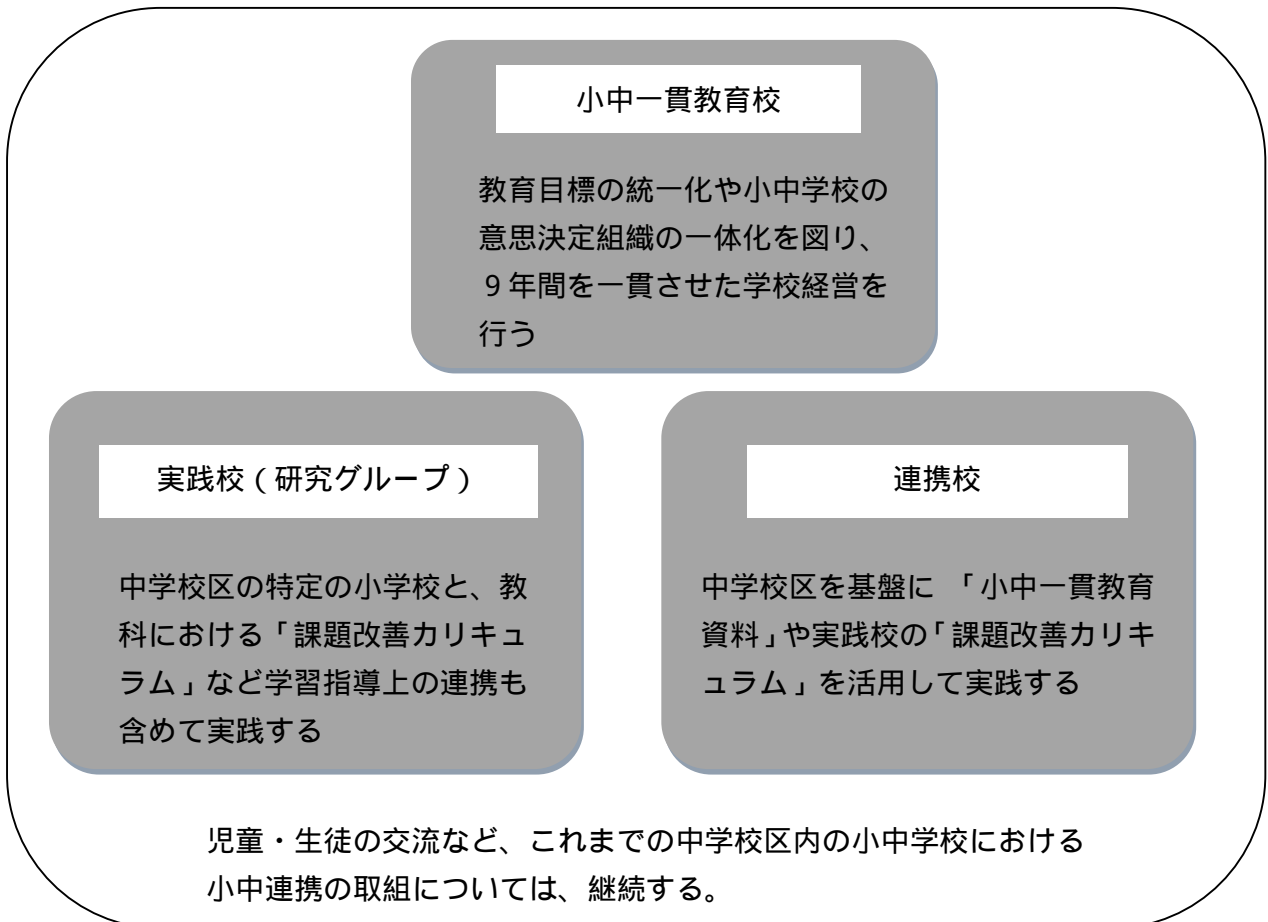
小学生が中学校校舎で定期的 to 授業を受けたり、放課後に部活動に参加したりします。このことで、早い段階から中学校生活に慣れる効果が期待できます。異年齢集団活動（小中学校合同行事など）や小中学校教員の相互協力による指導などを行う場合に、児童・生徒や教員の移動時間が必要となることから、先行自治体では、5・6年生が週1回、全日、中学校校舎で授業などを受けている事例があります。

3 施設分離型小中一貫教育校

先行自治体では、小中学校の施設が離れた学校においても「施設分離型小中一貫教育校」と位置付けている場合があります。実践校における具体的な取組を積み重ねた小中学校が、施設分離型小中一貫教育校となり、教育目標の統一化や小中学校の意思決定組織の一体化を図って学校経営を行うことで、より組織的・継続的に小中一貫教育を進めることが期待できます。

施設分離型の小中一貫教育校では、小中学校それぞれに校長が任命されます。複数の校長、複数の学校組織があるなかで、統一的・一体的な学校経営を進めていくためには、小中一貫教育校としての意思決定を行うための仕組みが必要となります。先行自治体における施設分離型の小中一貫教育校では、意思決定方法として、「小中学校の校長の中から、代表の校長を決める場合」と「合議制の意思決定機関を設置する場合」の2つのタイプが見られます。練馬区においては、施設分離型の小中一貫教育校を設置する際に、構成する小中学校の状況を踏まえて決めるのが望ましいと考えます。

<練馬区における小中一貫教育の形>



4 教育委員会の役割

(1) 教員交流の推進

校区別協議会の活用

現在の年1回から、年2回に増やして実施します。従来の生活指導主任会を中心にした運営に加えて、新たな運営方法を工夫していきます。

校長会・副校長会・管理職研修・各種担当教員研修の活用

管理職をはじめ、年間を通じて、小中学校が互いに理解を深める時間を設定するよう工夫します。職層に応じた研修会も、9年間を見通した内容をより一層意識して計画します。

ICTの活用

校務の情報化により、教員のスケジュール調整や情報共有などが円滑になります。

(2) 小中一貫教育の啓発

研究発表会（（仮称）小中一貫教育ねりまフォーラム）

研究グループや小中一貫教育校での取組の発表会を開催します。

情報発信

保護者や地域の方の小中一貫教育に関する理解が深まるように、啓発リーフレットの配布やホームページでの情報発信を積極的にしていきます。

(3) 小中一貫教育推進のための資料配布や助言

小中学校の教科書等の配布

教科連携のため、各教科の小中一貫教育カリキュラム基準のほか、小学生の教科書を中学校に、中学生の教科書を小学校に配布します。

学識経験者や指導主事による助言

教育課程連携の進め方や課題改善カリキュラムの作成について、学識経験者や指導主事から各学校の状況にあった継続的な助言が受けられる体制をつくります。

(4) 連携のための人的な仕組みづくり

小中連携推進教員（連携クリエイター）の育成

各小中学校において連携の核となる小中連携推進教員（連携クリエイター）を育成する研修会を設けます。

連携クリエイター活動および乗り入れ授業を進めるための体制づくり

小中連携推進教員（連携クリエイター）の活動および継続的な乗り入れ授業を行うため、先行自治体では加配された非常勤講師が授業や校務分掌の補助などを行っています。練馬区においても、小中一貫教育推進のための人員確保を検討していきます。

5 改修・改築時の施設整備

(1) 校舎の改修・改築に際して、検討する事項

練馬区では、昭和 30 年代に児童・生徒の急増に伴い、多くの校舎が新築・改築されました。それらの校舎は築 40～50 年を経過しており、校舎の老朽化が進んでいます。今後、計画的に校舎の改築を進めていくこととなりますが、改築の際には、小中学校校舎の一体化について検討することが必要です。

学校敷地や小中学校の距離、通学区域の状況などにより、校舎の一体化が難しい場合には、小中一貫教育を進めるための施設整備について検討する必要があります。

(2) 小中一貫教育を進めるために考えられる施設整備

小中一貫教育を進めるために有効な施設としては、次のようなものが考えられます。今後、校舎の改修・改築の時期にあわせて整備していくことが望まれます。

異年齢集団活動（小中学校合同行事など）に必要な施設

可動式の仕切りで広さを調節できる教室や多目的スペース、ランチルームなど

小中学校教員の相互協力による指導（乗り入れ授業）に必要な施設

乗り入れ授業を行う教員用の机・教材教具用のスペースなど

小学生の中学校校舎での活動に必要な施設

ア 普通教室

連携先小学校の 5・6 年生が中学校で授業を受ける教室

イ 職員室・更衣室（ロッカー）

小学生担任等の教員のスペース

ウ その他のスペース

(ア) 来校する小学生用の下駄箱スペース

(イ) 小学校の理科の実験器具、音楽で使う楽器などを収納するスペース

(ウ) 異学年の交流スペース（ランチルームやオープンスペースなど）

5 年生から参加できる部活動に必要な施設

小学生が参加できる余裕のある体育館、練習設備など

第4章 今後の取組と進め方

① 今後の取組

(1) 大泉桜学園と研究グループにおける成果発表と検証

大泉桜学園は、練馬区教育課題研究校として平成 23・24 年度の 2 年間、小中一貫教育について研究に取り組んでいます。研究グループでは、平成 23・24 年度の 2 年間、教科等学習指導上の連携について研究を行っています。大泉桜学園と研究グループにおける取組の成果を全区的に発表するため、平成 24 年 11 月ごろ、「(仮称)小中一貫教育ねりまフォーラム」を開催します。

大泉桜学園については、練馬区教育課題研究校として学園独自の研究発表も行います。小中一貫教育校としての取組の成果と課題を検証・報告し、区内の小中学校に対しても情報発信をしていきます。

(2) 研究グループの指定

研究グループの成果を検証したのち、平成 25 年度から研究グループを段階的に全中学校区で指定していきます。研究グループとしての指定を 2 年間とし、その研究期間後は実践校として、研究で取り組んだ教育活動を継続します。

平成 27 年度には、すべての中学校区に研究グループあるいは実践校がある状態（全中学校が教科連携を実施している状態）をめざします。

(3) 小中学校における取組の充実

平成 24 年度から、中学校区別協議会を生活指導中心と学習指導中心の年 2 回に増やしていきます。

また、平成 24 年度から、練馬区立の全小中学校において「小中一貫教育資料」を年間指導計画に位置付けて積極的に活用します。

従来からの各校における児童・生徒の交流、教員の交流については、今後も継続・発展させていきます。

(4) 2校目の小中一貫教育校の検討

大泉桜学園における取組の成果と課題を検証しながら、2校目の小中一貫教育校の設置について、検討していきます。

また、校舎の改築計画や学校の適正配置を検討する際には、小中一貫教育校の可能性についても、あわせて検討していきます。

② 今後の進め方

(1) 小中一貫教育の推進上の留意点

小中一貫教育は、それぞれの小中学校の児童・生徒の良さや課題、小中学校間の距離、通学区域の広さ・重なり方や地域性など、それぞれの小中学校の特色やこれまでの取組を踏まえて進めていく必要があります。

特に、小中学校間の距離については、小中学校の連携を強化するにあたって、大きな課題となります。児童・生徒や教員の交流において、小中学校の施設が一体化している場合には、日常的に、児童・生徒が学校生活を共にすることや、全教職員が協力して、1年生から9年生までの児童・生徒の9年間の成長を見守り、一貫して教育指導できることなど、小中一貫教育を進めやすい環境にあります。小中学校が隣接・近接している場合には、移動時間が必要となりますが、短時間であることから、比較的、進めやすい状況にあります。一方、小中学校間の距離が離れている場合には、児童・生徒の交流や教員の打合せなどの時間に加えて、往復の移動時間がかかることなどから、取組が制約されることが想定されます。このような小中学校間では、小学生が中学校校舎で授業などを受けて全日過ごしたり、校外学習や宿泊学習を通して児童・生徒が交流したり、長期休業期間中に小中学校の教員が合同で研修に取り組むなど、距離が離れた小中学校の状況に応じた工夫や条件整備が必要となります。研究グループでの研究を積み重ね、児童・生徒にとって効果の期待できる取組を選択して行うことが大切です。

小中学校間の学力観や指導観、児童生徒観の違いについて共通理解を図るため、小中一貫教育についての研修や従来からある職層ごとの研修会等を活用して、小中学校が協議する場を工夫して設定する必要があります。

(2) 推進方策について

大泉桜学園と研究グループでは、平成23・24年度の2年間、研究を行い、取組の成果を全区的に平成24年11月ごろ、発表する予定です。

推進方策については、今後の大泉桜学園および研究グループにおける取組の成果・検証などを踏まえて、児童・生徒にとって実効性のある取組となるよう、校長会などとも協議しながら、必要に応じて見直していくものとします。

推進スケジュール表

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
中学校区内の小中学校(連携校)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒や教員の交流 ・小中一貫教育資料の活用(試行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育資料の活用(全校) ・研究グループの課題改善カリキュラムを活用 			
研究グループ(実践校)	<ul style="list-style-type: none"> ・23・24年度研究グループ(10グループ22校)研究開始 課題改善カリキュラムの作成・実施(2教科以上) 連携を進めるための推進組織の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 「(仮称)小中一貫教育ねりまフォーラム」で10研究グループと大泉桜学園の取組を発表 	<ul style="list-style-type: none"> 実践校へ移行 ・25・26年度研究グループ開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・26・27年度研究グループ開始 	<ul style="list-style-type: none"> 実践校へ移行 ・27・28年度研究グループ開始(累計33グループ)
小中一貫教育校	<ul style="list-style-type: none"> ・大泉桜学園開校 	<ul style="list-style-type: none"> ・2校目の小中一貫教育校の検討 			

	研究グループ	課題改善カリキュラム	研究内容	研究主題・研究活動
1	旭丘中 旭丘小 小竹小	国語 算数数学	教育方法 指導体制	子供たちの豊かな学びを広げる 「児童・生徒の主体的な学びを小中連携を通して研究する」 ・研究担当者連絡会 5回実施(4～9月) ・小中合同研修会 6/9・12/8実施 ・研究授業参観 10/19・11/17実施 ・部活交流会 1/13実施
2	豊玉第二中 豊玉第二小 豊玉東小	算数数学 理科	生活指導 教育方法 読書活動	9年間の学びを連続して充実させる共同体としての小中連携の推進 =円滑な接続を目指して= ・研究担当者連絡会 年9回予定 ・小中合同研究会 3回(内研究授業1回を含む) ・相互の授業参観(学校公開にあわせて実施) ・中学校見学会、部活動体験、文化発表会など
3	練馬中 春日小	理科 外国語	教科指導・交流活動 のための指導体制	生きる力をはぐくむ小中一貫・連携教育 ・推進委員会 年3回、研究全体会 年1回 ・合同研修会 2回、研究授業参観:理2回 英2回 ・連携授業 2回 ・生徒会交流、職業体験、クリーン運動など
4	豊溪中 旭町小	9教科	生活指導 特別支援教育 地域性を活かした取組 道徳	9年間の学びの連続性の追求 ・小中全体会 1回 ・小中分科会 4回 ・研究授業 2回
5	光が丘第一中 光が丘四季の香小	国語 算数数学	生活指導 特別支援教育 教育方法	児童、生徒、教師間の豊かなコミュニケーションを育む小中の連携 ～9年間の見通しを立てて～ ・研究協議会 3回 ・研究授業 2回
6	光が丘第三中 光が丘夏の雲小	算数数学 体育保健体育	交流活動	人とのかかわりの中で学び高め合う児童・生徒の育成 ～小中の連携を図る教育を通して～ ・小中合同研究会 4回 ・小中研究分科会 2回 ・小中相互の授業参観 算数数学7回 体育保健体育10回 ・部活動体験、海外派遣体験発表会 など
7	石神井南中 下石神井小	9教科	生活指導 教育方法 指導体制 学校経営	よく考え、主体的に行動できる児童・生徒の育成 ～9年間の連続した学びを目指して～ ・小中研究推進委員会 2回 ・研究全体会 4回、研究分科会 4回 ・生徒会主催学校説明会、体験授業、地域行事への合同参加(地区祭、健全育成スポーツ会)など
8	上石神井中 上石神井小	国語 社会 算数数学 理科 音楽 外国語	教育方法 指導体制 学校経営 リルティーチャー	ふれあい、学びあい、伝え合う児童・生徒の育成 ・小中合同研究会 6回 ・研究授業 6回 ・リルティーチャー 2回 ・中学校見学会など
9	三原台中 泉新小	算数数学 体育保健体育	生活指導 特別支援教育 教育方法 指導体制 学校経営	主体的に学び活動する児童・生徒を育成する小中連携教育 - 授業や交流活動を通して - ・研究推進委員会 3回 ・小中合同研修会 2回 ・連携研究授業 2回 ・分科会 3回 ・カリキュラム編成委員会 4回
10	八坂中 八坂小	算数数学 体育保健体育 (体力向上)	特別支援教育 道徳 食育	小中9年間を見通した児童生徒の育成 ・合同研究会 8回 ・研究授業 4回 ・講演会、体験授業など

「中学校への進学意識」 調査結果

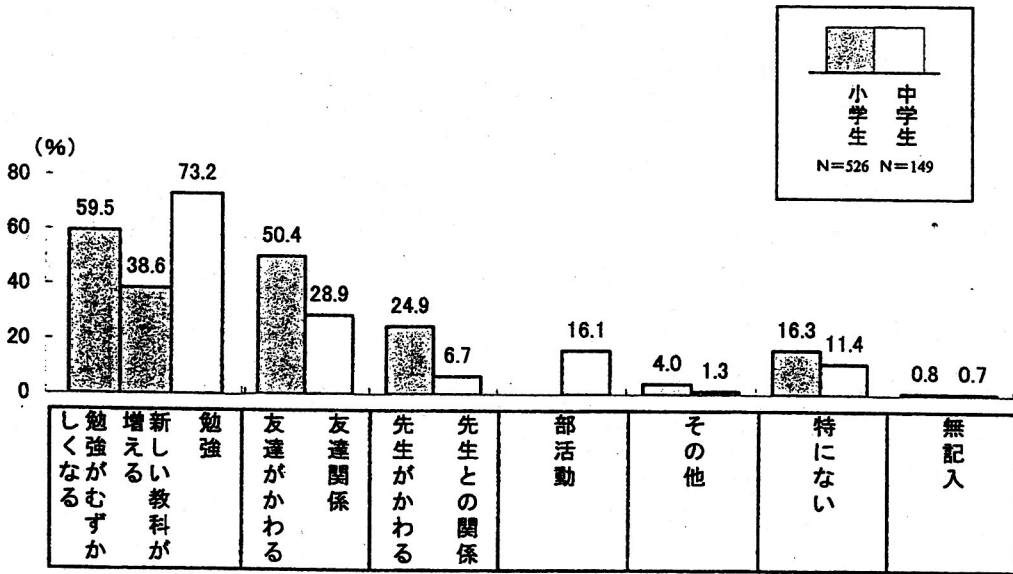
中学校進学への不安

- 小学生については、勉強に関する選択肢を「勉強がむずかしくなる」、「新しい教科が増える」を2つに分けたため、単純に小・中の比較はできないが、中学校進学への不安内容は、小学生、中学生ともに「勉強」と「友達」が1位、2位を占めた。
- 小学生は、「勉強がむずかしくなる(59.5%)」、「友達が変わる(50.4%)」を半数以上の児童が挙げ、また、「新しい教科が増える(38.6%)」ことについても、ほぼ4割近い児童が不安に感じている。
- 中学生は、「勉強(73.2%)」を不安のトップに挙げ、小学生のそれを上回っている。2番目には「友達関係(28.9%)」を挙げるが、過去のことであり、小学生に比べて現実感も含めて低くなったと考えられる。

◆中学校進学への不安（複数回答）

・小学生 設問. 中学校に進学することで、何が不安ですか。(〇はいくつでも)

・中学生 設問. あなたにとって、中学校へ進学したときに不安に思ったことは何でしたか。(〇はいくつでも)



調査対象	配布数 (人)	回収数 (人)	回収率 (%)
大泉学園緑小学校・大泉学園桜小学校 4～6年	532	526	98.9
大泉学園桜中学校 1～3年	153	149	97.4

中学校区別小学校一覧

網掛けは小中一貫・連携教育研究グループ

	中学校	小学校				
		中学校の通学区域に含まれている小学校		中学校の通学区域に含まれていない小学校		
		隣接校	近接校など		隣接校	近接校など
1	旭丘中	旭丘小	小竹小			
2	豊玉中		豊玉南小	豊玉小		
3	豊玉第二中		豊玉第二小	豊玉東小		
4	中村中		中村小			中村西小
5	開進第一中		開進第一小	早宮小		開進第四小、仲町小、北町小、北町西小
6	開進第二中		南町小			開進第二小、向山小
7	開進第三中		開進第三小			開進第二小
8	開進第四中					開進第四小、仲町小
9	北町中					北町小、北町西小
10	練馬中		春日小	練馬小		高松小
11	練馬東中		練馬東小			北町西小、田柄第二小
12	貫井中		練馬第二小	練馬第三小		中村西小、向山小
13	田柄中		田柄小		田柄第二小	
14	豊溪中	旭町小				光が丘四季の香小
15	光が丘第一中					光が丘四季の香小
16	光が丘第二中	光が丘春の風小				
17	光が丘第三中		光が丘夏の雲小			
18	光が丘第四中	光が丘秋の陽小	光が丘第八小			
19	石神井中					石神井小、石神井台小、上石神井北小 光和小、大泉東小
20	石神井東中		富士見台小			石神井東小、光和小、谷原小、南田中小
21	石神井西中		石神井西小	立野小	関町小	
22	石神井南中		下石神井小			石神井小
23	上石神井中	上石神井小				石神井小、石神井台小、上石神井北小
24	南が丘中		南が丘小			南田中小、石神井東小
25	谷原中	北原小				豊溪小、高松小、谷原小
26	三原台中	泉新小				光和小、橋戸小
27	大泉中	大泉小				大泉第四小、大泉第六小、大泉東小
28	大泉第二中		大泉南小			大泉第二小、大泉第六小、大泉東小
29	大泉西中		大泉第三小	大泉西小		大泉第四小、
30	大泉北中		大泉北小			大泉第一小
31	大泉学園中		大泉学園小			大泉学園緑小、大泉第一小
32	大泉桜学園					大泉学園緑小
33	関中		関町北小			石神井台小、大泉第二小
34	八坂中	八坂小				豊溪小、大泉第一小、橋戸小
	計	9小学校	30小学校		1小学校	24小学校

小学校別指定中学校一覧

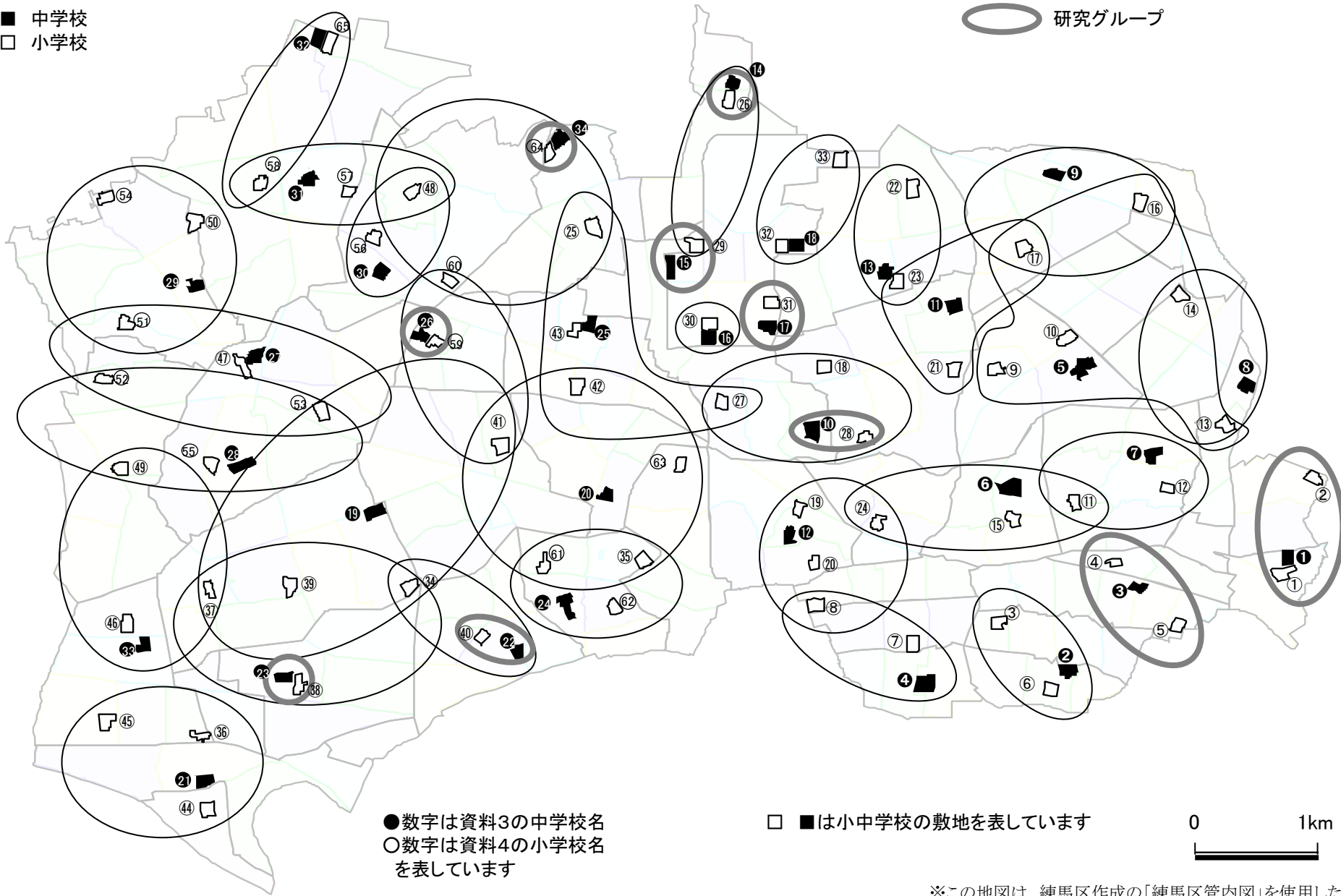
【資料4】

小学校		卒業小学校から見た指定中学校			小学校		卒業小学校から見た指定中学校		
1	旭丘	旭丘			34	石神井	石神井	上石神井	石神井南
2	小竹	旭丘			35	石神井東	石神井東	南が丘	
3	豊玉	豊玉			36	石神井西	石神井西		
4	豊玉第二	豊玉第二			37	石神井台	上石神井	石神井	関
5	豊玉東	豊玉第二			38	上石神井	上石神井		
6	豊玉南	豊玉			39	上石神井北	石神井	上石神井	
7	中村	中村			40	下石神井	石神井南		
8	中村西	中村	貫井		41	光和	石神井	石神井東	三原台
9	早宮	開進第一			42	谷原	石神井東	谷原	
10	開進第一	開進第一			43	北原	谷原		
11	開進第二	開進第二	開進第三		44	立野	石神井西		
12	開進第三	開進第三			45	関町	石神井西		
13	開進第四	開進第四	開進第一		46	関町北	関		
14	仲町	開進第四	開進第一		47	大泉	大泉		
15	南町	開進第二			48	大泉第一	大泉北	大泉学園	八坂
16	北町	北町	開進第一		49	大泉第二	大泉第二	関	
17	北町西	北町	練馬東	開進第一	50	大泉第三	大泉西		
18	練馬	練馬			51	大泉第四	大泉	大泉西	
19	練馬第二	貫井			52	大泉第六	大泉	大泉第二	
20	練馬第三	貫井			53	大泉東	石神井	大泉	大泉第二
21	練馬東	練馬東			54	大泉西	大泉西		
22	田柄	田柄			55	大泉南	大泉第二		
23	田柄第二	田柄	練馬東		56	大泉北	大泉北		
24	向山	開進第二	貫井		57	大泉学園	大泉学園		
25	豊溪	谷原	八坂		58	大泉学園緑	大泉学園	大泉学園桜	
26	旭町	豊溪			59	泉新	三原台		
27	高松	練馬	谷原		60	橋戸	三原台	八坂	
28	春日	練馬			61	南田中	石神井東	南が丘	
29	光が丘四季の香	光が丘第一	豊溪		62	南が丘	南が丘		
30	光が丘春の風	光が丘第二			63	富士見台	石神井東		
31	光が丘夏の雲	光が丘第三			64	八坂	八坂		
32	光が丘秋の陽	光が丘第四			65	大泉桜学園			
33	光が丘第八	光が丘第四			指定中学校数	1校: 40小学校	2校: 19小学校	3校: 6小学校	

【資料5】 区立小中学校 位置図

- 中学校
- 小学校

- 中学校区別協議会
- ◎ 研究グループ



●数字は資料3の中学校名
○数字は資料4の小学校名
を表しています

□ ■は小中学校の敷地を表しています

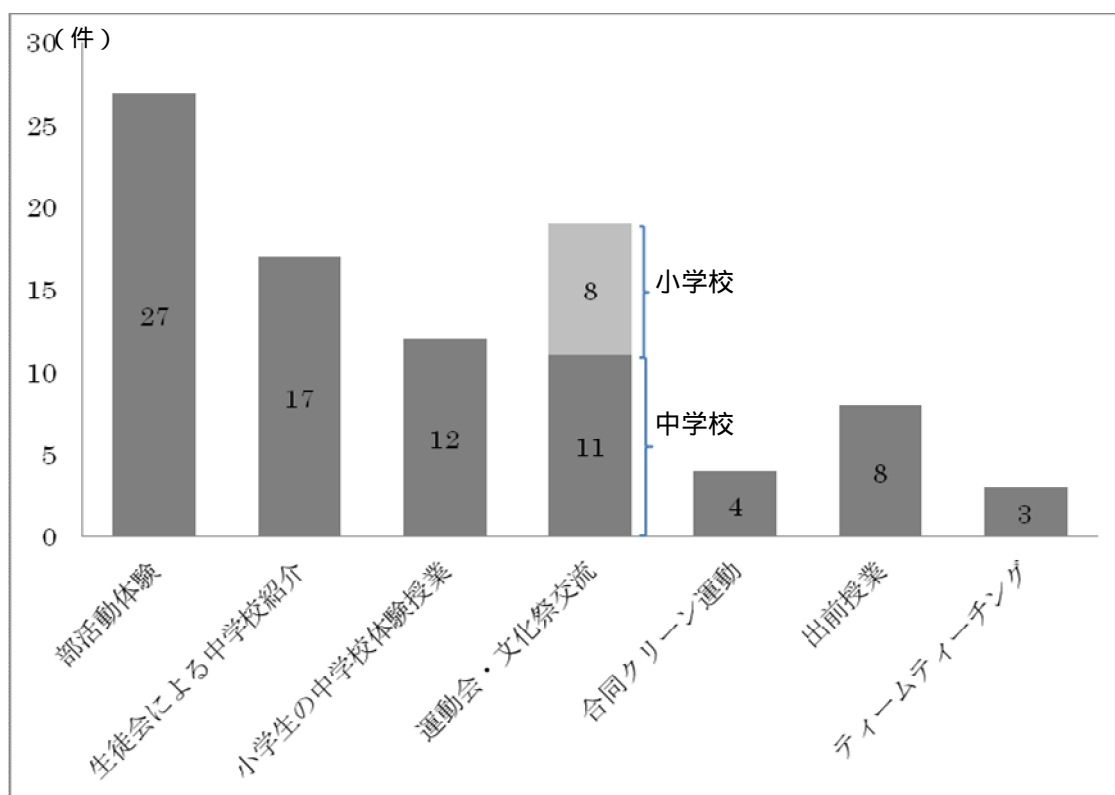
0 1km

※この地図は、練馬区作成の「練馬区管内図」を使用したものである。

校区別協議会を構成する小中学校数のタイプ

校区のタイプ			当てはまる中学校区
中1:小1			
	中が1小の通学区域を包含	2	光二中、光三中
	中が1小の通学区域を非包含	1	光一中
中1:小2			
	中が2小の通学区域を包含	4	旭丘、豊玉、豊二、光四
	中が1小を包含、1小を非包含	6	中村、開三、田柄、豊溪、石南、大北
	中が2小の通学区域を非包含	2	開四、北町
中1:小3			
	中が3小の通学区域を包含	1	石神井西
	中が2小を包含、1小を非包含	2	練馬、大泉西
	中が1小を包含、2小を非包含	6	開二、練東、南が丘、三原台、学園、関
中1:小4			
	中が1小を包含、3小を非包含	5	上石、谷原、大泉、大二、八坂
	中が2小を包含、2小を非包含	1	貫井
中1:小5			
	中が1小を包含、4小を非包含	1	石神井東
	中が5小の通学区域を非包含	1	石神井
中1:小6			
	中が2小を包含、4小を非包含	1	開進第一
小中一貫教育校1:小1			
	小中一貫教育校が1小を非包含	1	大泉桜学園
	合計	34	

小中連携の主な取組事例（平成22年度）



小中連携取組事例	内容
部活動体験	小学生が中学校で部活動を体験する
生徒会による中学校紹介	生徒会の中学生が小学生に対して中学の紹介を行う
小学生の中学校体験授業	小学生が中学校で授業を体験する
運動会・文化祭交流	小学生が中学校の運動会などに参加、または中学生が小学校の運動会運営を手伝うなど
小学校での職場体験	中学生が小学校で授業補助や用務主事の職務を体験する
合同クリーン運動	小中学校が合同で地域清掃活動を行う
出前授業	中学校教員が小学校に出向き授業を行う
チームティーチング	中学校教員と小学校教員が協力して行う指導

小中一貫・連携教育推進検討会設置要綱

平成 23 年 4 月 19 日
23 練教学庶第 10020 号

(設置)

第 1 条 練馬区の小学校および中学校(以下「小中学校」という。)において、小中一貫・連携教育の推進に向けた具体的な方策を検討するため、小中一貫・連携教育推進検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会は、教育委員会教育長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 小中学校の施設が分離している条件のもとでの、小中一貫・連携教育の考え方および具体的な取組み
- (2) 小中学校の組合せの考え方
- (3) 小中学校の施設が分離している条件のもとでの、小中一貫教育校の学校経営および具体的な取組み
- (4) 改修・改築に際して、小中一貫・連携教育の推進に資する施設整備の考え方
- (5) 小中一貫・連携教育の推進スケジュール
- (6) 教育委員会の支援、その他小中一貫・連携教育の推進に関すること
- (7) その他、委員長が必要と認める事項

(報告)

第 3 条 前条の各号における検討の結果について、教育委員会教育長へ答申を行う。

(構成)

第 4 条 委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- 2 委員長は、学校教育部長とする。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 検討会の委員は、別表のとおりとし、教育委員会が委嘱する委員 16 名をもって構成する。

(任期)

第 5 条 前条第 4 項の規定による委嘱の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合、教育委員会は新たに委員を委嘱することができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 委員長が招集し、主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、検討会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 検討会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、検討会が決定したときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第 7 条 教育委員会事務局学校教育部新しい学校づくり担当課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 19 日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

役職等	人数
学識経験者	1 名
練馬区小学校 P T A 連合協議会	1 名
練馬区立中学校 P T A 連合協議会	1 名
練馬区立小学校長会	1 名
練馬区立中学校長会	1 名
小中一貫・連携教育研究グループのうち小学校長	1 名
小中一貫・連携教育研究グループのうち中学校長	1 名
練馬区立小学校副校長会	1 名
練馬区立中学校副校長会	1 名
練馬区立小中一貫教育校 大泉桜学園 副校長	1 名
学校教育部長	
庶務課長	
学務課長	
施設給食課長	
教育指導課長	
新しい学校づくり担当課長	

小中一貫・連携教育推進検討会 委員名簿

	氏名	所属	備考
1	室地 隆彦	学校教育部長【委員長】	第2回まで
	阿形 繁穂	学校教育部長【委員長】(平成23年6月29日付け)	第3回から
2	小林 福太郎	目白大学人間学部児童教育学科教授 (学識経験者)【副委員長】	
3	戸田 了達	大泉第六小学校PTA会長 (練馬区小学校PTA連合協議会)	
4	渡邊 裕	八坂中学校PTA会長 (練馬区立中学校PTA連合協議会)	
5	伊藤 隆	中村小学校長(小学校長会)	
6	小野 雅保	大泉中学校長(中学校長会)	
7	石神 徹	下石神井小学校長 (小中一貫・連携教育研究グループ)	
8	長南 良子	豊玉第二中学校長 (小中一貫・連携教育研究グループ)	
9	難波 明夫	向山小学校副校長(小学校副校長会)	
10	杉田 正穂	貫井中学校副校長(中学校副校長会)	
11	蛭田 江麻	小中一貫教育校 大泉桜学園 副校長	
12	阿形 繁穂	学校教育部参事(庶務課長事務取扱)	第2回まで
	岩田 高幸	庶務課長(平成23年6月29日付け)	第3回から
13	古橋 千重子	学務課長	
14	金崎 耕二	施設給食課長	第1回まで
	山根 由美子	施設給食課長(平成23年5月26日付け)	第2回から
15	吉村 潔	教育指導課長	
16	小暮 文夫	新しい学校づくり担当課長(事務局)	

練馬区小中一貫教育推進方策

平成 24 年（2012 年）2 月

発行 練馬区教育委員会 学校教育部

新しい学校づくり担当課

電話（03）5984 - 1034

教育指導課

電話（03）5984 - 5759